

糸島市九州大学国際村構想

平成 29 年 5 月策定

1 目的

この構想は、糸島市に九州大学の留学生や外国人研究者（以下「留学生等」という。）を呼び込み、地域の国際化、国際交流、国際教育、国際理解等の促進につなげるため、留学生等の居住・宿泊施設、生活利便施設、文化・交流施設、研究・コンベンション施設等の立地導入に向けた必要事項を明らかにすることを目的に策定する。

2 上位計画等の位置付け

【第 1 次糸島市長期総合計画】

- 成長戦略：九州大学の知力と若い力を生かす
- 重点プロジェクト：九州大学を生かした地域づくりプロジェクト
- ランドデザイン：九州大学連携地域
- 基本目標 4 快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり
 - 政策 1 都市機能の充実
 - 施策③ 学術研究都市の都市基盤を整備する
- 基本目標 5 みんなの力で進める協働のまちづくり
 - 政策 1 協働のまちづくりの推進
 - 施策④ 国際的な魅力あるまちづくりを推進する
 - 政策 6 九州大学との交流の推進
 - 施策⑫ 大学生、留学生、研究者への情報提供、生活環境整備、交流促進を図る

【糸島市国土利用計画】

- 市土地利用の基本方針：都市的整備ゾーン 九州大学連携地域
 - ⇒九州大学伊都キャンパス西側周辺（中略）は、九州大学との連携を意識した企業・研究施設の立地や、学生・教職員の居住のための地域として整備する。

【糸島市都市計画マスタープラン】

- 土地利用の方針：計画的開発誘導地区 九州大学連携地域
 - ⇒九州大学伊都キャンパス西側地区（中略）では、農林漁業との調整を図るとともに、市街化調整区域においてはその趣旨を考慮しながら地区計画制度などの活用を図り、九州大学の研究活動と関連する企業・研究所の誘致や学生・教職員の住居やレクリエーション施設などの立地誘導を進めます。

【糸島市学術研究都市推進計画】

- 基本目標④ 快適な生活空間を創造する都市基盤施設整備・情報基盤等の整備（都市づくり）

⇒九州大学の学生、教職員等に加え、九州大学に関連する研究所、企業立地に伴う研究者や従業員の居住の受け皿として、九州大学隣接部の泊地区の開発と前原東地区の土地区画整理事業を促進します。

【糸島市国際交流基本計画】

○重点プロジェクト 留学生とともに進める国際交流

⇒留学生とともに進める国際交流を糸島市国際交流基本計画の重点プロジェクトとして位置付け、積極的に推進します。文化や風習の違いで慣れない暮らしをしている留学生に対する生活環境の整備に努め、本市での生活に順応してもらえるよう支援します。また、各国の留学生との交流を通じて市民の国際化意識を醸成するとともに、留学生が母国へ帰国した後でも、本市を第二の故郷として慕ってもらえるよう留学生とともに国際交流を進めます。

3 対象地域

糸島市泊にある「泊カツラギ地区」地区計画区域内及びそれに隣接する新たな地区計画区域内を対象とする。

4 九州大学と糸島市との関係

○平成 22 年 5 月に連携協力協定を締結。

○現在、民間レベルを含めた幅広い分野で、毎年 100 件を超える連携・交流の取組を実施。

⇒留学生等との連携・交流では、留学生等が市の国際観光大使に就任し、市内での各種アクティビティを通じて得られた糸島市の魅力等を SNS 等で世界に発信している。また、バザーなどの小学校行事やもちつき、鯉攻めなどの地域行事に留学生等が参加し、市民との交流が育まれている。

○九州大学と糸島市は、組織対応型連携研究の契約を締結。

○糸島市は、九州大学に職員を派遣。

5 九州大学の留学生数と今後の受入計画

○平成 28 年 11 月 1 日現在、約 2,325 人の留学生がおり、そのうち約 5 割に当たる 1,176 人が伊都キャンパスで学ぶ。

○現在の在籍数のまま、平成 30 年度の統合移転が完了すると仮定すると、約 8 割に当たる 1,875 人の留学生が伊都キャンパスで学ぶこととなる。

○九州大学は、文科省の「スーパーグローバル大学」に選定されており、今後、平成 35 年 5 月 1 日時点で、3,600 人（うち 8 割に当たる 2,880 人が伊都キャンパスで学ぶと想定）の留学生在籍を目標と掲げている。

6 課題

(1) 九州大学学生寄宿舍の不足

現在、伊都キャンパスに隣接する九州大学の学生寄宿舍のうち、留学生枠は698人分。そのため、平成30年度の1,875人では1,177人分が、平成35年度の2,880人では2,182人分が不足することが想定される。

(2) 留学生等が入居可能な民間アパート等の不足

留学生等の民間アパート等への入居の可否は、オーナーの意向に左右されやすく、トラブル回避、短期入居拒否等の理由で入居できる民間施設は限られている。併せて、家賃の問題で入居できない場合もある。

(3) 短期留学生等の滞在に適した滞在施設の不足

九州大学で研究する外国人研究者には、数週間など短期滞在で研究を行う人がいる。短期滞在に対応できる施設としては、大学内にある「伊都ゲストハウス」があるものの、常に予約が入っている状況。現在、キャンパス周辺にはホテルやウィークリー住居はなく、今後も受入施設が不足する可能性がある。

(4) 生活利便施設の不足

泊カツラギ地区には、既に400人以上の学生が生活している。さらに今後、民間学生アパートや学生寮が設置、泊研究団地への立地企業の操業も予定されており、当該地区で暮らす学生や活動する人が増えてくると予測される。

そのような中で、生鮮食品を含む生活用品を購入できる生活利便施設（スーパーマーケット）がなく、今後、留学生等の居住施設の立地が進めば、各種スパイスやイスラム食（ハラール食）など、国際的な食材の販売施設も求められる。

加えて、キャンパスライフを充実させる飲食店、書店などの立地も求められる。

(5) 留学生等が安心して研究に取り組める環境の整備

九州大学の留学生等の中には、家族（配偶者や子ども）と一緒に留学している人も多い。そのような留学生等が安心して勉学や研究に取り組むためには、保育環境や教育環境が重要である（現状では、泊保育所など九州大学に近い保育園に預けているケースが見受けられる）。

また、留学生同士、日本人学生、地域住民、民間企業などと気軽に交流できる機会の創出や環境の整備、また、レンタルラボなどの起業化支援施設やファンドの創出など、留学生等による新たなビジネス創出につながる機能が求められる。

加えて、ほとんどの留学生等は自家用車を持たないため、自転車又は公共交通機関でキャンパスまで通学・移動することとなる。コミュニティバスをはじめ、公共交通機関の更なる充実が求められる。

(6) 留学生等と市民との交流の促進

九州大学の留学生等と市民との交流は、平成17年10月の伊都キャンパス開校以降、小学校や校区などを中心に各種行われているものの、まだまだ限定的とな

っている。

そのためにも、言葉や文化の違いなどの障壁を下げるため、食事会、スポーツ、地域活動など取り組みやすいテーマを設定し、交流機会の創出が必要となる。

将来的には、留学生等との交流がイベント開催時のみならず、日常的なものとなり、生活者同士の交流にまで発展することが求められる。

7 基本目標

九州大学の留学生等が快適に暮らす空間の創出と地域の国際化

8 国際村や地域の国際化の必要性

九州大学を中心とした学術研究都市の一翼を担う糸島市にとって、市の最大の特長の1つであり、強みである九州大学と緊密に連携を取りながら、ヒト、モノ、カネ、コト、情報など多くの資源を取り込み、地域内で循環させ、将来にわたって持続可能な都市を構築する必要がある。

その中で、現状でも学生のうち9人に1人が留学生等である九州大学の更なる国際化路線に足並みをそろえ、その留学生等が快適に暮らすことができる空間や新たなビジネスが生まれる機会を本市の大学隣接部に創出することが重要である。

併せて、地域住民をはじめとした市民との交流促進、国際教育の強化などを進めることで、地域の国際化や本市の国際的な認知度の向上につながることとなり、その意義は大きい。

9 課題解決のための施策

(1) 留学生等の住居及び滞在施設の整備促進

九州大学隣接部である当該地区において、留学生等向け住居の整備を促進する。

併せて、数週間から数か月という短期留学生等が滞在できる施設の整備も促進する。

この場合において、事業主体は民間を想定し、市は、民間事業が生まれやすくなるよう法令の整理や関係者間の調整に取り組む。

【主な取組】

- 都市計画法、農振法、農地法などの関係法令を整理し、福岡県などの関係機関や地元住民との調整に協力する。
- 九州大学に対し、民間事業者が留学生等の受け入れのために必要な事項に関するアドバイスの提供、留学生等への情報提供に関し協力を依頼する。
- 民間事業者に対し、留学生等が快適に暮らすことができる住居や短期滞在施設（ホテル、ウィークリー住居など）の整備や住民理解の促進に関し協力を依頼する。

(2) 留学生等が快適に暮らせる生活利便施設の整備促進

留学生等が当該地区で不便なく生活することができるよう、スーパーマーケットなど身の回り品が購入できる生活利便施設の誘致に努める。

【主な取組】

- 地元産をはじめとした生鮮品、各国特有のスパイスや食材(ハラール食材等)、日用品などが揃う民間スーパーマーケットの立地を促進する。
- 地元住民の意向と調整しながら、ベーカリー、カフェ、定食屋、居酒屋、弁当・惣菜店、書店など、学生生活に潤いを与える店舗の立地を誘導する。また、そのための必要な法的整備を進める。

(3) 留学生等の子どもが通うことのできる保育施設・学校等の充実

家族で留学に訪れている留学生等の子どもが安心して通うことのできる保育施設・学校等の体制づくり、環境づくりに努める。

【主な取組】

- 当該地域周辺にある民間の保育園、幼稚園に対し、留学生等の子どもを受入れる体制づくりについて協力を依頼するとともに支援に努める。
- 留学生等の子どもが市立小中学校に通学できる環境に配慮する。
- 将来的には、インターナショナルスクールの立地も視野に入れる。

(4) 留学生等と地元住民、企業等との交流機会の創出や交流施設の整備検討

地元住民や企業等が留学生等を気持ち良く地域に迎え入れ、相互に理解を深められるよう、交流機会の創出や交流施設の整備検討を行う。

【主な取組】

- 地元の行事(お祭り、運動会、餅つきなど)を留学生等に紹介し、留学生が地域の伝統文化を知り、地域住民と交流を図る機会をつくる。
- 地元で生活するルールや決まり(ゴミの出し方、地域の清掃活動など)を留学生等に伝え、互いに気持ち良く暮らせるようにする。
- 九州大学と連携し、地元住民や企業等と留学生等との橋渡しを行う。
- 将来的には、地元住民や九州大学の協力を得て、公園や公民館などの交流施設の整備検討を行う。

(5) 公共交通の機能強化などキャンパスまでのアクセスの向上

留学生等が当該地区を挟んで、キャンパスや市街地まで気軽に移動することができるよう、コミュニティバスなど公共交通の機能強化を図る。

【主な取組】

- 糸島市コミュニティバスの運行頻度増加、車両の大型化、バス停の適正配置、交通系 IC カード決済機能導入など、更なる利便性向上策を検討する。
- 市街地とキャンパスを結ぶ新交通システムの導入検討を行う。

10 事業化への担保

国際村創設のための事業化には、産学金官が協力することが求められる。

そのため、九州大学と糸島市に、民間事業者を加え、地域の国際化に関する協定を締結し、緊密な連携を図る必要がある。

11 産学金官で連携が期待できる項目

(1) 留学生等の住居整備に関すること

- 将来的に必要となる戸数を踏まえた留学生等向け住居の整備
- 民間事業者の留学生等向け住居建設のために必要な情報の提供、環境の整備
(関係法令整理と関係者調整)
- 留学生等への居住斡旋

(2) 留学生等の短期滞在施設整備に関すること

- 留学生等の短期滞在に適した施設の整備
- 民間事業者の留学生等向け短期滞在施設建設のために必要な情報の提供、環境の整備 (関係法令整理と関係者調整)
- 留学生等への施設利用斡旋

(3) 留学生等の生活支援に関すること

- 生活利便施設、交流施設等の立地誘導
- 保育施設・学校等の充実
- 留学生等への地域情報の提供
- 公共交通機関の充実・強化

(4) 留学生等と地域との連携・交流促進に関すること

- 留学生等と地元住民、企業等との連携・交流機会の創出
- 留学生等と地元住民が連携・交流できる拠点の整備検討
- 留学生等の起業化支援施設の整備検討
- 国際相互理解を深めるための教育の実施

(5) 情報発信に関すること

- 国際村に関する積極的な情報発信
- 留学生等による国内外に対する情報発信